平成２２年（フ）第９６４号
神奈川県小田原市曽比1697番地の４
債務者　片山　修二
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９６９号
神奈川県平塚市天沼６番28号　堤荘１Ｆ
債務者　吉澤　豊次
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６８５号
新潟市江南区天野３丁目１番30号
債務者　星野　昌孝
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０７号
新潟市北区柳原４丁目３番27号、前住所新潟県上越市高土町２丁目12番14号　コーポふじやＤ号
債務者　塚本　　正
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７５号
新潟県胎内市桃崎浜691番地102
債務者　南波　洋一
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２１１号
新潟県新発田市西蓑口181番地
債務者　長谷川真紀
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２１４号
新潟県村上市下鍛冶屋136番地１　コーポ荒川２－２
債務者　佐藤　美鈴
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２号
新潟県村上市中川原団地１番56号
債務者　片寄　良昭
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１３８号
兵庫県小野市河合西町202番地の６
債務者　北野　政子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第４９９号
香川県高松市扇町２丁目１番６号
債務者　木村　芳子（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３２０号
北海道苫小牧市新富町１丁目４番４号　グローリー103号
債務者　川原　準雄
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２号
北海道苫小牧市浜町１丁目３番10号　大平荘１階右
債務者　袴田　啓一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４１７号
茨城県つくばみらい市板橋3022番地６
債務者　山口　真司
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４８２号
茨城県つくば市花畑１丁目16番地27　旭ルーミー花畑13号館101号
債務者　佐藤　眞暢
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５４３号
名古屋市北区上飯田通２丁目40番地の１　上飯田市街地住宅927号
債務者　谷口　　勝
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６６１号
名古屋市北区喜惣治２丁目75番地　喜惣治荘Ｔ６棟404号
債務者　浦口　厚徳
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６６９号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字池田10番地１
債務者　小坂　　操
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部